議案第８７号

築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年１２月１日

築上町長　　古　市　照　雄

理由

築上町コミュニティセンターの使用料を、冷暖房料金を含めた料金に変更するため、条例の一部を改正するもので、併せて字句の整理と運用の見直しを行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

築上町条例第　　号

築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

築上町コミュニティセンター条例（平成25年築上町条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を削る。

第３条中「センターは」を「センターは、」に改め、同条第５号を次のように改める。

（５）　その他センターの事業目的達成上必要と認める事業

第３条第６号を削る。

第４条第１項中「及び必要な職員を置く」を「を置き、必要な職員を置くことができる」に改め、同条第２項を削る。

第５条ただし書中「特別の理由がある」を「築上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別な理由があると認める」に、「又は、」を「又は」に改める。

第６条中「午後10時」を「午後５時」に改め、同条ただし書中「特別の理由がある場合は、これを延長し、又は短縮」を「次条に規定する利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がいる場合は、午後10時まで開館時間を延長」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項に定めるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、開館時間を延長し、又は短縮することができる。

第７条中「築上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第８条中「教育委員会は」を「教育委員会は、」に、「取り消し」を「取り消し、」に、「行事」を「利用」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、利用者が損害を受けても、教育委員会は、その責めを負わない。

第８条第４号中「又は附属設備」を「、その他設備等」に改め、同条に次の１号を加える。

（７）　公用又は管理上のやむを得ない事由により、町又は教育委員会において緊急の必要性が生じたとき。

第９条第１項中「第７条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は」を「利用者は、」に、「別表第１に定められる」を「別表に定める」に改め、同条第３項中「別表第１」を「別表」に改める。

第12条中「センターの施設利用の」を「利用」に改め、「目的に」の次に

「センターを」を加える。

第13条中「附属建物等」を「その他設備等」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表（第９条関係）

室名	使用料（１時間）	
和室①		410円
和室②		410円
会議室（大洋室）		520円
会議室（小洋室）		410円
談話室（洋室）		310円
調理コーナー		310円
給湯室		100円
視聴覚室		520円
コミュニティホール①		420円
コミュニティホール② ふれあい広場・キッズコーナー		730円
多目的ホール	電動式座席　使用の場合 電動式座席　未使用の場合	5,660円 3,570円
控室①		200円
控室②		200円
広場（ポーチ）		310円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の築上町コミュニティセンター条例別表の規定は、この条例の施行日以後の利用の許可に係る使用料に適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

新旧対照表

○築上町コミュニティセンター条例

新	旧
（名称及び位置） **第２条**　（略）	（名称及び位置） **第２条**　（略） ２　前条の規定により設置されるセンター事業の対象となる区域は、築上町の全域とする。
（事業） **第３条**　センターは、第１条の設置目的を達成するため次の事業を行う。 （１）～（４）　（略） （５）　その他センターの事業目的達成上必要と認める事業	（事業） **第３条**　センターは第１条の設置目的を達成するため次の事業を行う。 （１）～（４）　（略） （５）　前４号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事業 （６）　その他中央公民館の事業目的達成上必要と認める事業
（職員） **第４条**　センターに館長を置き、必要な職員を置くことができる。	（職員） **第４条**　センターに館長及び必要な職員を置く。 ２　前項の職員の定数は、築上町職員定数条例（平成18年築上町条例第19号）の定めるところによる。
（休館日） **第５条**　センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、築上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別な理由があると認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （１）・（２）　（略）	（休館日） **第５条**　センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、これを変更し、又は、臨時に休館することができる。 （１）・（２）　（略）
（開館時間） **第６条**　センターの開館時間は、午前８時30分から午後５時までとする。ただし、次条に規定する利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がいる場合は、午後10時まで開館時間を延長することができる。 ２　前項に定めるもののほか、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、開館時間を延長し、又は短縮することができる。	（開館時間） **第６条**　センターの開館時間は、午前８時30分から午後10時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、これを延長し、又は短縮することができる。

新	旧
(利用許可) **第７条**　センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。	(利用許可) **第７条**　センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ、築上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。
(利用許可の制限等) **第８条**　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をせず、又は許可を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。この場合において、利用者が損害を受けても、教育委員会は、その責めを負わない。 （１）～（３）　(略) （４）　建物、その他設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （５）・（６）　(略) （７）　公用又は管理上のやむを得ない事由により、町又は教育委員会において緊急の必要性が生じたとき。	(利用許可の制限等) **第８条**　教育委員会は次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をせず、又は許可を取り消し若しくは行事を中止させることができる。 （１）～（３）　(略) （４）　建物又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （５）・（６）　(略)
(使用料) **第９条**　利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。 ２　(略) ３　町外者が利用する場合は、別表に定める使用料の５割増とする。	(使用料) **第９条**　第７条に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は別表第１に定められる使用料を納めなければならない。 ２　(略) ３　町外者が利用する場合は、別表第１に定める使用料の５割増とする。
(目的外利用、権利譲渡等の禁止) **第12条**　利用者は、利用許可を受けた目的以外の目的にセンターを利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	(目的外利用、権利譲渡等の禁止) **第12条**　利用者は、センターの施設利用の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(損害賠償) **第13条**　利用者は、建物、その他設備等を破損し、又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。	(損害賠償) **第13条**　利用者は、建物、附属建物等を破損し、又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。

新

別表（第９条関係）

室名	使用料（１時間）
和室①	410円
和室②	410円
会議室（大洋室）	520円
会議室（小洋室）	410円
談話室（洋室）	310円
調理コーナー	310円
給湯室	100円
視聴覚室	520円
コミュニティホール①	420円
コミュニティホール② ふれあい広場・キッズコーナー	730円
多目的ホール	電動式座席　使用の場合　5,660円 電動式座席　未使用の場合　3,570円
控室①	200円
控室②	200円
広場（ポーチ）	310円

旧

別表第１

室名	使用料（１時間）	冷暖房料金（１時間）
和室①	310円	100円
和室②	310円	100円
会議室（大洋室）	310円	210円
会議室（小洋室）	310円	100円
談話室（洋室）	210円	100円
調理コーナー	210円	100円
給湯室	100円	－
視聴覚室	310円	210円
コミュニティホール①	210円	210円
コミュニティホール② ふれあい広場・キッズコーナー	520円	210円
多目的ホール	座席使用　4,190円 座席未使用　2,100円	1,470円
控え室①	100円	100円
控え室②	100円	100円
広場（ポーチ）	310円	－